

『アジアの原産地規則と通関手続』訂正 (2004年11月10日現在)

	誤	正
<p>16頁上4行 ～上13行</p>	<p>しかしながら、加盟国によりBack to BackフォームDの取扱いに相異がある。シンガポールは中継貿易国の関係上Back to BackフォームDの推進国ではあるが、他の国はあまり積極的ではないようである。现阶段ではマレーシアとタイはこのBack to BackフォームDを受け入れていない。特にタイは関税減収の関係から消極的であるし、マレーシアはシンガポールとの競合からネガティブな対応を取っており、改正運用手続キール10では、マレーシアとタイによる特別塚要件を例外としている。</p> <p>こうしたケースのように、原則論からはBack to BackフォームDがなければ難しいが、マレーシアの実務ではオリジナルのフォームDがあれば税関は受け入れるケースもあるようであるが、この点は税関に確認しながら対応するしかないであろう。</p>	<p>しかしながら、加盟国により Back to BackフォームDの取扱いに相異がある。改正されたC E P T原産地規則運用証明手続の規則10(b)では、タイとマレーシアは特別追加要件を付してBack to BackフォームDの例外扱いとなっており、マレーシアとタイは疑義がある場合、輸入通関の際に“valid original Certificate of Origin”を要求する権利を留保している。</p> <p>かつてマレーシアとタイはこのBack to BackフォームDを受け入れておらずオリジナル・フォームDを求めていたが、シンガポールとマレーシア、タイとの間でなされた議論に基づいて作成された現行の管理ガイドライン（非公開）によると、必要とされるオリジナル・フォームDの必要とされる情報が Back to BackフォームDにすべて記載されている場合、オリジナル・フォームDのコピー無しに Back to BackフォームD を受領するよう要求しているという。その際 Back to BackフォームD上、とくに最初の国のF O B 価額（Box 7）、最初の国と Back to BackフォームD発行国のC E P T 関税率とH S コードと発行国の証明印（Box 12）、Back to BackフォームDのすべての欄の記入が完了しており、2を超える産品又は項目が記載されていないことが要件となる。そして、このガイドラインは、2004年から発効している。</p> <p>但し、税関によってはこのガイドラインが十分周知されていないこともあり得るので、当局（例：マレーシアの場合は通商産業省（M I T I））に確認する必要がある。また、センシティブな品目では“疑義”が出る可能性もあると思われるので注意が必要である。</p>